

土地取引に関する届出について

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、土地の主権者（買主など）は、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

【届出の対象となる面積】

- ・市街化区域 2千㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5千㎡以上
- ・都市計画区域外 1万㎡以上

※ 幌延町は、都市計画区域外のため1万㎡以上の土地取引が届出の対象となります。

【届出者】

土地の権利取得者（買主など）

【届出期限】

契約締結日から2週間以内

※ 提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

【提出書類】各3部

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした図面
- ・委任状（代理人が届出する場合）

【罰則】

届出をしないと法律で罰せられることがあります。

【その他】

提出様式や制度の詳細は下記のURLからご確認ください。

<https://www.town.horonobe.lg.jp/www/4/section/kikakuseisaku/le009f000001bvum.html>



届出・お問い合わせ先：企画政策課 企画政策グループ 電話 5-1114 告知端末機 5-8814

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集します

日本遺族会は「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

【参加費用】 10万円

	実施地域	申込締切
広域地域	西部ニューギニア	令和4年7月25日
	トラック諸島/パラオ諸島	令和4年8月10日
	ボルネオ・マレー半島	令和4年8月12日
	マリアナ諸島	令和4年8月19日
	東部ニューギニア/ビスマーク諸島	令和4年9月2日
	ミャンマー・タイ	令和4年9月9日
	ソロモン諸島	令和4年9月16日
	フィリピン(一次)	令和4年9月22日
	マーシャル・ギルバート諸島	令和4年9月13日
	台湾・バシー海峡	令和4年12月9日
	フィリピン(二次)	令和5年1月10日
	中国	令和5年1月20日
	特定地域	東部ニューギニア
西部ニューギニア		令和4年12月16日
ミャンマー		令和4年12月23日



お問い合わせ先：日程など詳細 日本遺族会事務局 電話 03-3261-5521
申込先 北海道遺族会 電話 0166-51-1040